

# 第57回 定時株主総会

# 招集ご通知

- ●新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用、手指の消毒及び咳エチケット にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場内は間隔を空けた座席配置とし、例年より縮小した規模での開催とさせていただきます。
- ・郵送又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただけますので、ご出席を見合わせていただくこともご検討ください。
- ・ ラ後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (https://www.hibiya-eng.co.jp/) にてお知らせいたします。



# 日比谷総合設備株式会社

証券コード:1982

# 日時

# 2022年6月23日 (木曜日)

**開会 ▶** 午前10時

受付開始 ▶ 午前9時

# 会 場

東京都港区芝浦三丁目4番1号 グランパーク プラザ4Fホール

#### 議案

第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 定款一部変更の件第3号議案 取締役9名選任の件第4号議案 監査役1名選任の件

2022年6月3日

東京都港区三田三丁目5番27号

#### 日比谷総合設備株式会社

代表取締役計長 黒田 長裕

# 第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、議決権行使は郵送又はインターネットでもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 **2022**年 **6** 月 **23**日 (木曜日) 午前 **10** 時 (受付開始 午前 9 時)
- 2. 場 所 グランパーク プラザ 4 F ホール
  - 東京都港区芝浦三丁目4番1号(末尾案内図ご参照)
- 3. 目的事項 報告事項
  - 1. 第57期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2. 第57期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案剰余金の処分の件第2号議案定款一部変更の件第3号議案取締役9名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」
  - ② 連結計算書類の「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「個別注記表」
  - なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算 書類に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

## インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

2022年6月22日 (水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

# 書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月22日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで

# 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月23日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

<sup>◎</sup> 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。 ◎ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

**1** 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



# QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

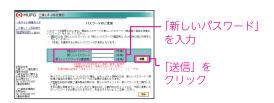
# ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



**3** 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち連結業績及び財務状況等を考慮しながら、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

この方針のもと、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当 社 普 通 株 式 1 株 に つ き 金 42円 配 当 総 額 992,260,542円

また、当社は中間配当金として1株につき40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき82円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日



# 第2号議案

# 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)変更案第16条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	(削除)
みなし提供)	
第16条	
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会	
参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算	
書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報	
を、法務省令に定めるところに従いインター	
ネットを利用する方法で開示することによ	
り、株主に対して提供したものとみなすこと	
ができる。	

現行定款	変 更 案
(新設)	(電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部又は一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないこと ができる。
(新設)	(附則) 1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

# 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号			候補者氏名	当社における現在の地位及び担当
1	くるだ黒田	をがひる 長裕	再任	代表取締役社長 社長執行役員
2	かっき 香月	しげひと 重人	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員
3	なかぎた 中北	びでたか	新任	_
4	とみえ 冨江	党司	再任	取締役 常務執行役員
5	享保	ひるひこ 裕彦	再任	取締役 上席執行役員
6	堀	泰彰	新任	上席執行役員
7	橋本	せいいち <b>試</b> 一	再任社外独立	取締役(社外)
8	大砂	雅子	再任社外独立	取締役(社外)
9	大串	淳子	再任社外独立	取締役(社外)

候補者 号

黒田 長裕

(1957年9月24日生)

●所有する当社の株式数

●取締役在仟年数

10,361株 3年

●取締役会への出席状況

**13/13 (100%)** 

#### 再 任

#### ■略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月 日本電信電話公社入社 1997年 1月 ㈱エヌ・ティ・ティファシリティーズ東北支店 建築設計センタ所長 2004年 4月 同社関西事業本部副本部長

2004年 4月 同性関西事業年前副本部長 2006年 7月 西日本電信電話㈱財務部不動産企画室長 2012年 6月 ㈱NTTファシリティーズ取締役東海支店長 2015年 6月 同社常務取締役

ファシリティマネジメント事業本部長 2017年 6月 同社代表取締役副社長 営業本部長 2018年 7日 同社代表取締役副社長 NITT本部長

2018年 7月 同社代表取締役副社長 NTT本部長 2019年 6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 2020年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員

現在に至る

#### ■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■取締役候補者とした理由

黒田長裕氏は、経営者としての豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、優れたリーダーシップにより、当社グループの経営を牽引することで、代表取締役社長としての職責を果たしております。これまでの実績に鑑み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

候補者 号



(1960年1月11日生)

●所有する当社の株式数

9,704株

3年

取締役在任年数取締役会への出席状況

**13/13** 回(100%)

## 再 任

## ▋略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月 日本電信電話公社入社

2005年 5 月 日本電信電話㈱第四部門 I R室長

2007年8月 NTTファイナンス㈱ 先端技術投資部長、国際営業部長兼務

元·斯技術技員部長、国際呂耒部 2010年 7 月 東日本電信電話㈱財務部長

2013年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発㈱財務部長

2014年6月 同社取締役財務部長 2016年6月 同社取締役経営企画部長

2017年 6 月 同社常務取締役経営企画部長

2018年6月 プレミア・リート・アドバイザーズ㈱代表取締役社

2019年4月 プレミア投資法人執行役員

2019年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 2021年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員

当社代表取締役副社長 副社長執行犯 兼管理本部長

現在に至る

## ■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■取締役候補者とした理由

香月重人氏は、豊富な経験と幅広い見識を有しており、優れた経営管理能力により当社グループの経営を統率することで、代表取締役副社長としての職責を果たしております。これまでの実績に鑑み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

新 任

番

#### ■略歴、当社における地位及び担当

1987年 4 月日本電信電話㈱入社2013年 7 月同社中国支店長2007年 7 月㈱NTTファシリティーズ建築事業本部2015年 6 月同社取締役東海支店長

新市建築設計部設備エンジニアリング部門長 2019年 6 月 同社取締役ソリューション本部長

2012年 7 月 同社建築事業本部事業企画部長 2020年 1 月 同社取締役カスタマーソリューション本部長

兼都市建築設計部設備エンジニアリング部門長 2020年6月 同社常務取締役カスタマーソリューション本部長

(1963年1月28日生)

現在に至る(2022年6月退任予定)

#### ■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■取締役候補者とした理由

中北英孝氏は、経営者としての豊富な経験と経営に関する高い見識があり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者

富江

(1959年8月27日生)

2018年1月

●所有する当社の株式数

11,910株 2年

3,000株

●取締役在任年数

当社執行役員北海道支店長

取締役会への出席状況 13/13 回(100%)

#### 再任

#### ■略歴、当社における地位及び担当

1982年 4 月 当社入社

2013年 6 月 当社東京本店NTT本部工事部門長 2020年 6 月 当社取締役上席執行役員調達戦略本部長 兼第 1 工事部長 2021年 6 月 当社取締役常務執行役員調達戦略本部長

2014年 6 月 当社執行役員東京本店都市設備副本部長 **2021年 6 月 当社**成績投稿務報 1役員副建戦局本部長

2014年 6 月 当社執行役員果只本店都市設備副本部長 **ポエンシーアリングサービス統括本部** 2017年 6 月 当社執行役員安全品質管理本部長 **現在に至る** 兼東京本店都市設備副本部長

#### ■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■取締役候補者とした理由

冨江覚司氏は、設計・施工等の分野における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、調達戦略本部長として重要な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

候補者番号

享保

裕彦

(1962年3月7日生)

●所有する当社の株式数

14.459株

●取締役在仟年数

1年

取締役会への出席状況 10/10 □(100%)

#### 再 任

#### ■略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月 当社入社

2013年7月 当社東京本店NTT本部工事部門第1工事部長

2014年6月 当社東京本店NTT本部工事部門長2016年6月 当社執行役員広島(現中国)支店長

2017年6月 当社執行役員中国支店長 兼西日本事業推進副本部長

2019年6月 当社上席執行役員LC営業統括本部長2020年6月 当社上席執行役員LC営業統括本部長

兼東京本店都市設備副本部長

2021年 6 月 当社取締役上席執行役員 L C営業統括本部長

兼東京本店都市設備副本部長

現在に至る

#### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■取締役候補者とした理由

享保裕彦氏は、設計・施工及び営業企画等の分野における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、LC営業統括本部長として重要な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

(1967年10月17日生)

候補者 号





●所有する当社の株式数

3,588株

#### 新 任

#### ■略歴、当社における地位及び担当

1990年 4 月 日本電信電話㈱入社

2004年10月 同社第五部門担当部長(法務)

2009年7月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱

総務部担当部長(総務秘書部門)

2010年 7 月 同社経営企画部カイゼン推進室担当部長 2013年10月 同社プロセス&ナレッジマネジメント部

カイゼン推進室長兼経営企画部担当部長

2016年7月 同社ソリューションサービス部企画部門長

2020年 7 月 当社上席執行役員管理副本部長 **2021年 6 月 当社上席執行役員管理副本部長** 

当仕上吊執行伎員官珪副本部 兼ESG推進室長 現在に至る

#### ■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■取締役候補者とした理由

堀泰彰氏は、法務及び経営企画等の分野における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業 価値の向上のために適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。 候補者 号

橋本

世 い い ち

(1954年5月6日生)

●所有する当社の株式数● 計外取締役在任年数

0 株 **5**年

●取締役会への出席状況

**13/13 (100%)** 

再 任

社 外

独立

#### ■略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月 麒麟麦酒㈱入社 1999年 1月 同社マーケティング部商品開発研究所長 2006年 3月 同社西日本流通本部長

2008年 3月 - 同社四日本派通本副長 2008年 3月 - キリンヤクルトネクストステージ㈱代表取締役社長

2009年 3月 麒麟麦酒㈱執行役員企画部長

2010年 3月 同社取締役企画部長

2011年 3月 同社常務取締役企画部長

2012年 3月 キリンホールディングス㈱常務取締役

2013年 3月 キリン㈱常務取締役CSV本部長 2014年 3月 同社常務取締役CSV本部長、C

2014年 3月 同社常務取締役 CSV本部長、CMO 2015年 3月 キリンホールディングス㈱常務執行役員

兼キリン㈱取締役常務執行役員CSV本部長、CMO

2017年 6月 当社社外取締役 現在に至る

#### ■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

橋本誠一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言をいただいております。これまでの実績に鑑み、当社の事業戦略等への有益な助言及び提言が期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者

おおすな

雅子

(105

(1956年3月1日生)

●所有する当社の株式数

0 株 **3**年

社外取締役在任年数取締役会への出席状況

**13/13** 回(100%)

再 任

社 外

独立

## ■略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月 特殊法人日本貿易振興会入会

(現:ジェトロ(独立行政法人日本貿易振興機構))

2000年6月 同シンガポールセンター次長 2007年7月 同地域充業連携調馬

2007年7月 同地域産業連携課長

2009年4月 ジェトロ・アジア経済研究所国際交流・研修室長

同開発スクール(IDEAS)事務局長

2011年 3 月 ジェトロソウル事務所長

ソウルジャパンクラブ (SJC) 常務理事

2014年2月 金沢工業大学情報フロンティア学部経営情報学科教授2015年6月 ㈱北國銀行社外取締役[監査等委員]

2017年 4 月 金沢工業大学研究支援機構産学連携室教授

現在に至る

2019年 6 月 当社社外取締役

現在に至る

2020年 6 月 ダキロンシーアイ㈱社外監査役 現在に至る

2022年6月 EIZO㈱社外取締役[監査等委員] 就任予定

#### ■重要な兼職の状況

金沢工業大学教授

タキロンシーアイ(株)社外監査役

#### ■社外取締役候補者とした理中及び期待される役割の概要

大砂雅子氏は、日本貿易振興機構(ジェトロ)に永年勤務し、現在では金沢工業大学の産学連携室教授やタキロンシーアイ㈱の社外監査役を 務めるなど幅広く活躍されております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言をい ただいております。これまでの実績に鑑み、当社の人財戦略やESGへの対応等への有益な助言及び提言が期待されることから、引き続き社 外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことがありませ んが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 大串

淳子

(1960年8月23日生)

●所有する当社の株式数

0 株 1 年

●社外取締役在任年数●取締役会への出席状況

**10/10** (100%)

再任

社 外

独立

#### ■略歴、当社における地位及び担当

1998年 4月 弁護士登録

1998年 4月 日比谷共同法律事務所入所 2000年 1月 渥美·臼井法律事務所

(現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)入所

2003年 1月 同パートナー

2006年 1月 同シニアパートナー 現在に至る

2006年10月 法制審議会幹事

2017年12月 カリフォルニア州弁護士登録

2020年10月 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター監事

現在に至る 2021年6月 当社社外取締役 現在に至る

#### ■重要な兼職の状況

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター監事

#### ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大串淳子氏は、法律に精通した弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言をいただいております。これまでの実績に鑑み、当社のガバナンス等への適切な助言及び提言が期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 中北英孝、堀泰彰の両氏は、新任候補者であります。
  - 3. 橋本誠一、大砂雅子、大串淳子の各氏は、社外取締役候補者であります。
  - 4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数 社外取締役候補者橋本誠一氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。 社外取締役候補者大砂雅子氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。 社外取締役候補者大串淳子氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
  - 5. 当社は、社外取締役候補者橋本誠一、大砂雅子、大串淳子の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠 償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、各氏が再任 された場合は、当該契約を継続する予定であります。
  - 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者からの損害賠償請求、及び会社からの訴訟等において発生する争訟費用及び損害賠償金を塡補することにしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  - 7. 社外取締役候補者橋本誠一、大砂雅子、大串淳子の各氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
  - 8. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。
  - 9. 大砂雅子氏が㈱北國銀行の社外取締役[監査等委員]として在任中である2020年1月、同行において発覚した元行員による金銭着服事件について、同氏は事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、日ごろから取締役会等において、法令遵守の観点から提言等を行ってまいりました。なお、当該事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。

# 【ご参考】当社が各取締役に期待するスキルは以下のとおりです。

氏 名	企業経営 ・ 経営戦略	技術 ・ IT	営業 ・ マーケティング	H R	財務	リスク管理	グローバル 経験	サステナ ビリティ ・ ESG
黒田 長裕	•	•	•	•	•			•
香月 重人	•	•		•	•	•	•	•
中北 英孝	•	•	•	•	•			•
富江 覚司		•		•		•		•
享保 裕彦		•	•					•
堀 泰彰	•	•				•	•	•
橋本 誠一	•		•			•		•
大砂 雅子	•			•		•	•	•
大串 淳子					•	•	•	•

<sup>(</sup>注)上記一覧表は、各取締役の有する全ての経験・知見を表すものではありません。

#### 【ご参考】独立社外役員の独立性判断基準

- 1. 当社の主要な取引先※1又はその業務執行者(業務執行取締役又は執行役員)
- 2. 当社を主要な取引先とするもの※2又はその業務執行者(業務執行取締役又は執行役員)
- 3. 当社の主要な借入先※3又はその業務執行者(業務執行取締役又は執行役員)
- 4. 当社の主幹事証券会社又はその業務執行者※4 (業務執行取締役又は執行役員)
- 5. 当社の監査法人に所属する公認会計士※5
- 6. 当社と契約する法律事務所に所属する弁護士※6
- 7. 当社から、過去3事業年度のいずれかに、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコン サルタント又はその業務執行者(パートナー又は社員)
- 8. 当社の大株主※7又はその業務執行者(業務執行取締役又は執行役員)
- 9. 当社より、過去の3事業年度のいずれかの年度において、年間1,000万円以上又は当該寄付先の総収入額の1%以上の寄付を受けているもの(当該寄付を受けているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者をいう。)
- 10. 以下のいずれかに該当するものの2親等内の親族
  - ・上記1~9に掲げるもの
  - ・当社の子会社の取締役又は執行役員
- ※1 当社の主要な取引先とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社に対する発注金額が、当社の連結売上高の2%以上のものをいう。
- ※2 当社を主要な取引先とするものとは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社からの発注金額が、当該会社の連結売上高の2%以上のものをいう。
- ※3 当社の主要な借入先とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社の借入金残高が、当社の事業年度末における連結純資産額の 2%以上の借入先をいう。
- ※4 過去3年間において、当社の主幹事証券会社に所属していたもの。
- ※5 過去5年間において、当社の監査法人に所属していたもの。
- ※6 過去5年間において、当社と契約する法律事務所に所属していたもの。
- ※7 当社の大株主とは、直近の事業年度末において直接・間接に5%以上の議決権を保有するものをいう。

# 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役桑原亨二氏は辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者川島高博氏は、監査役桑原亨二氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

血直区次間自体がいこのうよう。						
候補者氏名	当社における現在の地位及び担当					
がわしま たかひる 新任 社外 独立	_					
がわしま たかひる <b>一島 博</b> (1962年12月20日生)	●所有する当社の株式数 0株					
新任 社外 独立						
■ <b>略歴、当社における地位</b> 1985年4月 (株協和銀行(現㈱りそな銀行)入行 2016年4月 (㈱り	そな銀行執行役員内部監査部担当					

1985年 4 月	㈱協和銀行(現㈱りそな銀行)入行	2016年 4 月	㈱りそな銀行執行役員内部監査部担当
2005年10月	㈱りそな銀行本所支店長	2016年 4 月	㈱りそなホールディングス執行役内部監査部担当
2007年6月	同行地域サポート本部部長	2017年11月	㈱関西みらいフィナンシャルグループ執行役員
2008年 4 月	同行地域サポート部長		内部監査部担当
2012年 4 月	同行執行役員首都圏地域担当(東ブロック担当)	2018年 4 月	㈱りそな銀行常勤監査役
2013年 4 月	同行執行役員首都圏地域担当(東ブロック担当)	2019年6月	同行取締役監査等委員
	兼独立店担当(札幌支店・宇都宮支店・仙台支店担当)	2020年 6 月	㈱りそなホールディングス取締役監査委員会委員
2014年 4 月	同行執行役員コンプライアンス統括部担当		現在に至る(2022年6月退任予定)
2014年 4 月	㈱りそなホールディングス執行役		

#### ■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■社外監査役候補者とした理由

コンプライアンス統括部担当

川島高博氏は、金融機関において長年培ってきた豊富な知識及び経験があり、財務、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しており、その知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は㈱りそな銀行において業務執行に携わっておりましたが、当社は同行と借入れ等の取引はないため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

- (注) 1. 川島高博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 川島高博氏は、新任候補者であります。
  - 3. 川島高博氏は、社外監査役候補者であります。
  - 4. 社外監査役候補者川島高博氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額を予定して おります。
  - 5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者からの損害賠償請求、及び会社からの訴訟等において発生する争訟費用及び損害賠償金を塡補することにしております。川島高博氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  - 6. 社外監査役候補者川島高博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

以上

# **事業報告** (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

# 1 企業集団の事業の現況

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染再拡大の影響から経済活動が制限されたこと等により厳しい状況が続きました。政府の経済対策やワクチン接種の進捗等により、厳しい状況が徐々に緩和され、景気は持ち直しの動きが見られたものの、資材・物流の供給面での制約等、先行きは不透明な状況にあります。

建設業界におきましては、政府建設投資は微減、民間建設投資は増加の傾向がみられ、建設投資全体としては 堅調に推移しておりますが、人材需要の高まりや資材価格の上昇等への適切な対応が必要な状況です。

このような状況のもと、当社グループでは、「第7次中期経営計画」に基づき、コア事業の収益力強化と新たな事業機会の創出、省CO2化事業・エネルギー事業での顧客基盤拡大、及びDX推進の一環としてリモート現場管理による施工の効率化等に尽力してまいりました。また、指名・報酬委員会設置による経営の透明性確保、ESG推進体制の構築によるサステナビリティへの対応を図るとともに企業価値の向上に努めてまいりました。

以上のような取り組みの結果、受注高につきましては、顧客への積極的な営業展開による大型工事の受注、新型コロナウイルス感染症による営業活動への影響が低下したことから、前連結会計年度比6.2%増の789億24百万円となりました。

売上高につきましては、前期からの繰越工事に加え、当期受注工事が堅調に進捗したこと等により、前連結会計年度比3.3%増の754億97百万円となりました。

利益につきましては、一部大型工事での施工効率化及び原価低減施策の実施等により、営業利益は前連結会計年度比41.7%増の56億62百万円、経常利益は前連結会計年度比34.1%増の61億63百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比42.2%増の43億72百万円となりました。

受注高	789 <sub>億</sub>	24百万円	(前連結会計年度比	6.2%增)	7
売上高	<b>754</b> 億	97百万円	(前連結会計年度比	3.3%增)	<b>7</b>
親会社株主に帰属する 当期純利益	<b>43</b> 億	<b>72</b> 百万円	(前連結会計年度比	<b>42.2</b> %增)	7

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

# ① 設備工事事業

売上高は670億99百万円(前連結会計年度比3.9%増)、営業利益は51億54百万円(前連結会計年度比43.4%増)となりました。

# ② 設備機器販売事業

売上高は60億70百万円(前連結会計年度比6.9%減)、営業利益は3億56百万円(前連結会計年度比1.6%減)となりました。

# ③ 設備機器製造事業

売上高は23億28百万円(前連結会計年度比16.7%増)、営業利益は1億35百万円(前連結会計年度比332.3%増)となりました。

# (2) セグメント別の受注高、売上高、繰越高

(単位:百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
設備工事事業	52,828	70,505	67,099	56,234
設備機器販売事業	-	6,070	6,070	-
設備機器製造事業	319	2,348	2,328	340
合 計	53,147	78,924	75,497	56,574

# (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第 54 期 (2018年度)	第 55 期 (2019年度)	第 56 期 (2020年度)	第57期 (当期) (2021年度)
受注高	(百万円)	75,879	78,475	74,302	78,924
売上高	(百万円)	70,035	75,890	73,119	75,497
経常利益	(百万円)	3,212	4,239	4,595	6,163
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,711	3,537	3,075	4,372
1 株当たり当期純利益	(円)	111.34	147.43	128.90	184.02
総資産	(百万円)	82,396	83,632	86,138	87,466
純資産	(百万円)	60,026	58,294	62,593	63,409
1 株当たり純資産額	(円)	2,441.23	2,391.70	2,556.56	2,635.31

#### ご参考

# 受注高 (単位:百万円)

75,879 78,475 <sub>74,302</sub> **78,924** 

(2018年度) (2019年度) (2020年度) (2021年度)

第56期

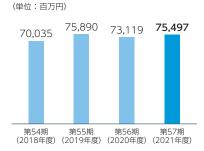
# 1株当たり当期純利益

第55期

(単位:円)



## 売上高



## 総資産/純資産



# 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



# 1株当たり純資産

(単位:円)



#### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区	分	第 54 期 (2018年度)	第 55 期 (2019年度)	第 56 期 (2020年度)	第57期 (当期) (2021年度)
受注高	(百万円)	66,919	68,759	65,725	70,505
売上高	(百万円)	61,016	66,405	64,181	67,099
経常利益	(百万円)	2,190	3,827	4,133	5,638
当期純利益	(百万円)	1,864	13,578	2,957	4,103
1 株当たり当期純利益	(円)	76.56	565.80	123.93	172.69
総資産	(百万円)	62,825	74,266	76,458	78,137
純資産	(百万円)	44,259	52,536	55,796	56,186
1 株当たり純資産額	(円)	1,831.36	2,198.33	2,329.15	2,388.11

## ご参考

# 受注高

(単位:百万円)



# 1株当たり当期純利益

(単位:円)



# 売上高

(単位:百万円)



#### 総資産/純資産

(単位:百万円) ■ 総資産 ■ 純資産 74,266 76,458 78,137 62,825 52,536 55,796 56,186 44,259 第55期 第56期 第57期 (2018年度) (2019年度) (2020年度) (2021年度)

# 当期純利益

(単位:百万円)



# 1株当たり純資産



## (4) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

## (5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (6) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

特記すべき事項はありません。

# (7) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、当面の景気動向は、経済社会活動が正常化に向かう中で徐々に持ち直していくことが期待されますが、国内外での変異株を含む新型コロナウイルス感染再拡大による影響や半導体不足、また、地政学的リスクの拡大に十分注意する必要があります。

建設業界におきましては、建設投資は堅調に推移すると想定されますが、資材価格のさらなる高騰やサプライチェーンの混乱が懸念され、先行きは不透明な状況です。

当社グループにおきましては、引き続き「第7次中期経営計画」を着実に実行するとともに、成長戦略『HIBIYA未来創造』の実現に向け、脱炭素・省エネ技術に着目した事業展開を強化し、デジタル技術を活用した事業構造の改革にも取り組み、企業価値の向上を図ります。今後も株主還元を着実に実施していくとともに、持続可能な成長を目指し、多様な人材が活躍できる環境づくりやコーポレートガバナンスの改善等を図り、社会や様々なステークホルダーにとっての存在価値を高めていく所存です。

第58期(2023年3月期)の業績予想は、受注高800億円、売上高800億円、営業利益45億円、親会社株主に帰属する当期純利益35億円としており、「第7次中期経営計画」の目標を達成する見込みです。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社グループへのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社の日比谷通商株式会社、ニッケイ株式会社で構成され、空調設備、衛生設備、電気設備等の計画、設計、監督並びに施工を行う設備工事事業と、これら設備工事に係る機器の販売等を行う設備機器販売事業、並びに設備工事に係る機器の製造等を行う設備機器製造事業を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

#### ① 設備工事事業

当社は、総合設備工事業を営んでおります。

#### ② 設備機器販売事業

連結子会社である日比谷通商株式会社が設備機器の販売及びメインテナンスを行っております。

#### ③ 設備機器製造事業

連結子会社であるニッケイ株式会社が設備機器の製造及び販売を行っております。

# (9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

# ① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
設備工事事業	801
設備機器販売事業	61
設備機器製造事業	99
숨 탉	961

# ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
801	8名増	45.0歳	17.8年

<sup>(</sup>注) 1. 従業員数は就業人員であります。

# (10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日比谷通商株式会社	75百万円	77.64%	建築設備機器類の販売及びメインテナンス
ニッケイ株式会社	78百万円	100.00%	建築設備機器類の製造及び販売

<sup>2.</sup> 従業員数は社員及び常勤顧問、常勤嘱託の員数であります。

# (11) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

# ① 当社の主要な事業所

本 東京都港区三田三丁目5番27号

東 京 本 店 東京都港区芝浦三丁目4番1号

支 店 北海道支店(札幌市) 東北支店(仙台市)

横浜支店(横浜市) 東海支店(名古屋市)

北陸支店(金沢市) 関西支店(大阪市)

四国支店(松山市) 中国支店(広島市)

九州支店(福岡市) 沖縄支店(那覇市)

#### ② 子会社の主要な事業所

日比谷通商株式会社 本社:東京都港区

ニッケイ株式会社 本社:東京都品川区

# 2 株式の状況 (2022年3月31日現在)

# (1) 株式数及び株主数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
96,500,000株	25,006,321株	3,863名

# (2) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,694,100株	11.40%
日比谷総合設備取引先持株会	1,415,960	5.99
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	920,000	3.89
住 友 不 動 産 株 式 会 社	920,000	3.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社百十四銀行口)	900,000	3.81
日 比 谷 総 合 設 備 従 業 員 持 株 会	741,259	3.14
一般社団法人電気通信共済会	698,873	2.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	696,800	2.95
共 立 建 設 株 式 会 社	594,237	2.52
光 通 信 株 式 会 社	565,300	2.39

<sup>(</sup>注) 持株比率は、自己株式1,381,070株を控除して計算しております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬制度(役員報酬BIP信託)により当該信託が保有する株式158,057株は含まれておりません。

# (3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	13,418株	6名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員の状況」に記載しております。
  - 2. 上記の株式数のうち6,918株は換価処分し換価処分金の相当額を給付しております。
  - 3. 上記には当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。

# (4) その他株式に関する重要な事項

定款授権に基づく取締役会決議による自己株式の取得

普通株式 495.100株

取得価額の総額 940百万円

取得を必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

# 3 会社役員の状況

# (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位		氏	名			担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒	$\blacksquare$	長	裕	社長執行役員	
代表取締役副社長	香	月	重	人	副社長執行役員	管理本部長 考査室 ESG推進室 東北支店・北海道支店 担当
取締役	實	Ш	博	史	常務執行役員	東京本店長 東京本店NTT本部長 安全品質管理本部長
取締役	Ш	内	祐	治	常務執行役員	東京本店都市設備本部長 営業推進担当
取締役	富	江	覚	司	常務執行役員	調達戦略本部長 エンジニアリングサービス統括本部長 技術統括部・技術研究所 担当
取締役	享	保	裕	彦	上席執行役員	L C 営業統括本部長 東京本店都市設備副本部長
取締役	橋	本	誠	<u> </u>		
取締役	大	砂	雅	子		支援機構産学連携室教授 株式会社社外監査役
取締役	大	串	淳	子		所・外国法共同事業弁護士 東京都立産業技術研究センター監事
常勤監査役	桑	原	亨	=	原田工業株式会社	社外取締役
常勤監査役	植	草	秀	_		
監査役	只	腰	博	隆	共立建設株式会社	持別顧問
監査役	原	Ш	昌	<del>ग</del>	全国農業協同組合が三菱HCキャピタル	務所代表パートナー(公認会計士) 連合監事 ルプライベートリート投資法人監督役員 年企業戦略研究所監事

<sup>(</sup>注) 1. 取締役橋本誠一氏、大砂雅子氏、大串淳子氏は社外取締役であります。

<sup>2.</sup> 監査役桑原亨二氏、只腰博隆氏、原田昌平氏は社外監査役であります。

<sup>3.</sup> 監査役桑原亨二氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

<sup>4.</sup> 監査役原田昌平氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

<sup>5.</sup> 取締役橋本誠一氏、大砂雅子氏、大串淳子氏及び監査役桑原亨二氏、原田昌平氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

# (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
蒲 池 哲 也	2021年6月23日	任期満了	取締役 常務執行役員
渥美博夫	2021年6月23日	任期満了	社外取締役 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業代表弁護士
伊藤晶	2021年6月23日	辞任	社外監査役 公認会計士伊藤晶事務所

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

# (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を含む被保険者が、その職務の執行に関し負担することになる株主代表訴訟、第三者からの損害賠償請求、及び会社からの訴訟等において発生する争訟費用及び損害賠償金を塡補することにしております。また、当該保険契約の被保険者の保険料負担はありません。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が私的な利益 又は便宜の供与を違法に得たこと及び被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら 行った行為に起因する損害は、塡補の対象外としております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの中長期の業績と連動し、企業価値向上への貢献意欲を高める報酬体系とします。取締役の報酬構成は、基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)、株式報酬型ストックオプションとします。社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、業績との連動は行わず基本報酬のみとします。

#### ② 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、従業員の給与等を勘案し、役位ごとの役割や責任範囲に基づき決定します。

#### ③ 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とし、その達成度合いを勘案した額を賞与として、毎年一定の時期に現金支給します。また、当該指標を選定した理由は、当社の中期経営計画における重要なKPIの一つであるためです。

#### ④ 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬、株式報酬型ストックオプション報酬で構成します。

a.業績連動型株式報酬は、中期経営計画における業績目標達成及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付及び給付(以下「交付等」という。)を行います。当社の取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数は130,000ポイント(1ポイントは当社株式1株に相当)を上限(執行役員を含む中期経営計画の3事業年度を対象として合計600百万円を上限)とし、中期経営計画に掲げる業績目標に対する達成度及び役位に応じて、以下の算定方法にしたがってポイントを付与します※1。当社株式等の交付等の時期は、毎年6月下旬とし、退任後1年を経過するまでは継続保有します。なお、非違行為等があった場合は、交付相当額を返還請求することがあります。

- ※1 付与ポイント=役位別基本ポイント×業績連動係数※2
- ※2 業績連動係数は、中期経営計画に掲げる各事業年度の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の目標を達成した場合を100%として目標達成度に応じて0%から200%の範囲で変動します。

b.株式報酬型ストックオプションは、2009年6月26日開催の第44回定時株主総会において、それまでの役員 退職慰労金制度を廃止するとともに、企業価値向上と株主重視の経営意識を高めることを目的に、毎年7月に 取締役及び執行役員に新株予約権を付与する制度として導入しました。新株予約権の総数は、年額40百万円 の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における東京証券取引所における 当社株式普通取引の終値をもとにブラック・ショールズ・モデル等に基づいて算出される新株予約権1個当た りの公正価額をもって除して得られた数を限度とします。新株予約権は、役位に応じて割り当て、新株予約権 を行使することが出来る期間は、新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限ります。また、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株 式数を乗じた金額とします。なお、非違行為等があった場合は、権利を喪失することがあります。

#### ⑤ 報酬等の割合に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の報酬のうち、業績連動報酬等及び業績連動型株式報酬については、上記③、④記載のとおり、中期経営計画における業績目標の達成度合いで決定されるため、割合については変動します。 社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、業績との連動は行わず基本報酬のみとします。

#### ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長黒田長裕がその具体的内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当事業の業績について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、業績連動型株式報酬は、中期経営計画の業績目標の設定時に取締役会で役位別基本ポイント数を決議します。また、株式報酬型ストックオプションは、取締役会で個人別に割当株式数を決議します。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

		幸				
役員区分	報酬等の総額	**   ****	   業績連動	非金銭報酬等		対象となる
	(百万円)	基本報酬	報酬等	業績連動型 株式報酬	株式報酬型 ストックオプション	役員の員数(名)
取締役 (うち社外取締役)	265 (14)	122 (14)	27 (-)	93 (-)	22 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	38 (27)	38 (27)	-	-	-	5 (4)
合計 (うち社外役員)	303 (41)	161 (41)	27 (-)	93 (-)	22 (-)	16 (8)

- (注) 1. 当社の業績連動型株式報酬は、業績連動報酬等と非金銭報酬等の双方の性格を有しておりますので、上記表の非金銭報酬等に含めて記載しております。株式報酬のうち46百万円は換価処分し換価処分金の相当額を給付しております。
  - 2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は、連結営業利益5,662百万円、親会社株主に帰属する当期純利益4.372百万円であります。
  - 3. 業績連動型株式報酬の内容は当社株式であり、割り当ての際の条件等は「④非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.株式の状況」に記載のとおりであります。
  - 4. 取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第41回定時株主総会において、年額220百万円以内(執行役員兼務取締役の執行役員分の給与含む)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は3名)であります。
  - 5. 2009年6月26日開催の第44回定時株主総会において、(注)4.とは別枠で株式報酬型ストックオプションのための報酬等の限度額として、年額40百万円以内と決議いただいており、内容につきましては「(5)取締役及び監査役の報酬等」のとおりであります。当該株主総会終結時点の本制度の対象者である取締役の員数は6名(社外取締役を除く)であります。
  - 6. 2017年6月29日開催の第52回定時株主総会において、(注)4.及び5.とは別枠で業績連動型株式報酬制度(役員報酬BIP信託)の導入を決議いただいており、内容につきましては「(5)取締役及び監査役の報酬等」のとおりであります。当該株主総会終結時点の本制度の対象者である取締役の員数は6名(社外取締役を除く)であります。
  - 7. 監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第54回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役3名)であります。
  - 8. 上記には当事業年度中に退任した取締役1名、社外取締役1名、社外監査役1名が含まれております。

# (6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況、社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	大砂雅子	金沢工業大学研究支援機構産学連携室教授 タキロンシーアイ株式会社社外監査役	特別の関係はありません。
社外取締役	大串淳子	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター監事	特別の関係はありません。
社外監査役	桑原亨二	原田工業株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
社外監査役	只 腰 博 隆	共立建設株式会社特別顧問	工事請負等の取引関係が あります。
社外監査役	原田昌平	他石山監査共同事務所代表パートナー(公認会計士) 全国農業協同組合連合監事 三菱HCキャピタルプライベートリート投資法人監督役員 一般社団法人100年企業戦略研究所監事	特別の関係はありません。

# ② 当事業年度における主な活動状況

区 分		氏(	名	主な活動状況及び 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	橋	本 ፤	成 —	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち、13回に出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識の見地から、適宜有益な意見を述べており、特に当社の事業戦略等への有益な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的な立場で適宜意見を述べております。
社外取締役	大	砂装	雅 子	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち、13回に出席いたしました。豊富な経験と幅広い見識の見地から、適宜有益な意見を述べており、特に当社の人財戦略やESGへの対応等への有益な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的な立場で適宜意見を述べております。
社外取締役	大	串	享子	就任後、当事業年度中に開催の取締役会10回のうち、10回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、適宜有益な意見を述べており、特に当社のガバナンス等への適切な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的な立場で適宜意見を述べております。
社外監査役	桑	原	亨 二	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席しており、常勤監査役として適宜質問を行い、意見を述べております。
社外監査役	只	腰	専 隆	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席しており、他企業の経営経験者としての知見から適宜質問を行い、意見を述べております。
社外監査役	原	⊞ &	昌 平	就任後、当事業年度中に開催の取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回 に出席しており、公認会計士としての見地から適宜質問を行い、意見を述べておりま す。

# 4 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

<sup>(</sup>注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、 実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

<sup>2.</sup>監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

# 5 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

# (1) 当社及び子会社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制にかかる規定を制定し、役員及び従業員が法令・定款及び当社の行動指針を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び従業員に教育を行う。考査室は総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義ある行為について役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として「日比谷ホットライン」を活用する。
- ② 反社会的勢力からの不当な要求に対しては組織として毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。 取締役及び監査役は常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、取引先との契約時におけるリスク回避のための「受注審査基準」、投資案件を審議する「投資委員会」、資金運用を安全に実施するための「資金運用基準」、職場のセクハラ・パワハラ防止のための「ヘルプライン」、その他「インサイダー取引規程」等を設けリスク対策を講じている。今後は、これら施策を充実するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則等を制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。当社内の横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部及び考査室が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

# (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 業務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、コーポレートガバナンスの理念に基づく取締役会規程、組織規程、責任規程を定める。
- ② 執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく年度事業計画の策定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績の検討と改善策の実施

### (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 各子会社の内部統制を担当する部署を企画部及び経理部とし、他の内部統制主管部と連携し各子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に必要な各子会社への指導・支援を実施する。
- ② 当社取締役、本・支店長及び各子会社の社長は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用 の権限と責任を有する。
- ③ 当社の考査室は、当社及び各子会社の内部監査を実施し、その結果を企画部及び経理部の担当取締役及び 監査役に報告し、企画部及び経理部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

# (6) 監査役がその補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する 体制並びにその使用人等の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の下に監査役室を置き、監査役の職務を補助すべき従業員を配置する。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

# (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の 状況及び結果について報告するものとする。重要事項にはコンプライアンスに関する事項、リスクに関する 事項、その他内部統制に関する事項及び「日比谷ホットライン」による通報の状況を含むこととする。
- ② 取締役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合は速やかに監査役会に報告することとする。
- ③ 監査役へ報告したことを理由として報告者に対し、不利益となる取扱いを行わない。

### (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ② 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門 家との連携を図れる環境を整備する。
- ③ 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

# 6 業務の適正を確保するための体制の運用の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### (1) コンプライアンス及びリスク管理体制

当社グループは、社員就業規則、グループビジョン並びに倫理行動基準を社内ホームページ等に掲載し、常時閲覧できるようにしております。

また、内部統制基本方針に基づく事業年度毎のコンプライアンス活動やコンプライアンス活動に係る研修の実施・計画等について、定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

リスク管理については、各規程の整備で対応するとともに、管理本部を設置し、横断的なリスク管理体制を整備しており、また、日比谷ホットラインなどのグループ全体の内部通報制度の充実等により未然の防止についても対応しております。

### (2) 業務執行の適正性や効率性の向上

当社は、「取締役会規程」に基づく取締役会による決議の他、業務執行上の重要事項の審議、事業戦略の策定、事業運営制度の検討などを行うため、経営会議を開催するとともに、「組織規程」、「責任規程」に基づき、迅速で適切な意思決定に努めております。

### (3) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「グループ会社管理規程」、「グループ会社協定書」、「グループ会社経営会議」等に基づき、グループ会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従って審議される体制を維持しております。

### (4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行っております。

また、監査役会は、会計監査人、考査室との連携を図るとともに、代表取締役や社外取締役との意見交換会を定期的に開催するなど、監査の実効性を高めております。

# 7 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

<sup>(</sup>注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

# 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	65,031
現金及び預金	27,965
受取手形・完成工事未収入金等	29,779
有価証券	5,999
未成工事支出金等	873
その他	417
貸倒引当金	△4
固定資産	22,434
有形固定資産	598
建物及び構築物	385
土地	93
リース資産	20
その他	99
無形固定資産	118
投資その他の資産	21,717
投資有価証券	16,228
匿名組合出資金	1,226
退職給付に係る資産	524
繰延税金資産	759
保険積立金	1,849
その他	1,467
貸倒引当金	△339
資産合計	87,466

	(十四・ロババ)
科目	金額
負債の部	
流動負債	22,186
支払手形・工事未払金等	12,862
リース債務	8
未払法人税等	1,823
未成工事受入金	1,343
賞与引当金	2,974
完成工事補償引当金	553
工事損失引当金	166
その他	2,454
固定負債	1,871
リース債務	13
繰延税金負債	791
退職給付に係る負債	1,052
資産除去債務	12
その他	0
負債合計	24,057
純資産の部	
株主資本	57,261
資本金	5,753
資本剰余金	6,028
利益剰余金	48,602
自己株式	△3,123
その他の包括利益累計額	4,581
その他有価証券評価差額金	4,939
退職給付に係る調整累計額	△357
新株予約権	144
非支配株主持分	1,421
純資産合計	63,409
負債純資産合計	87,466

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

		_
科目	金	額
売上高		75,497
売上原価		60,811
売上総利益		14,685
販売費及び一般管理費		9,023
営業利益		5,662
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	337	
匿名組合投資利益	80	
その他	76	519
営業外費用		
支払利息	5	
その他	12	18
経常利益		6,163
特別利益		
投資有価証券売却益	139	
貸倒引当金戻入額	102	242
税金等調整前当期純利益		6,405
法人税、住民税及び事業税	2,404	
法人税等調整額	△426	1,978
当期純利益		4,427
非支配株主に帰属する当期純利益		55
親会社株主に帰属する当期純利益		4,372

# **連結株主資本等変動計算書** (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当連結会計年度期首残高	5,753	6,028	46,181	△2,359	55,603			
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当			△1,921		△1,921			
親会社株主に帰属する当期純利益			4,372		4,372			
自己株式の取得				△941	△941			
自己株式の処分			△29	177	147			
株主資本以外の項目の当連結会計年 度変動額(純額)								
当連結会計年度変動額合計	_	_	2,421	△763	1,657			
当連結会計年度末残高	5,753	6,028	48,602	△3,123	57,261			

	7(	の他の包括利益累計	<b>十額</b>			純資産合計
		退職給付に係る 調 整 累 計 額		新株予約権	非支配 株主持分	
当連結会計年度期首残高	5,909	△463	5,446	177	1,366	62,593
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,921
親会社株主に帰属する当期純利益						4,372
自己株式の取得						△941
自己株式の処分						147
株主資本以外の項目の当連結会計年 度変動額(純額)	△970	105	△864	△32	55	△841
当連結会計年度変動額合計	△970	105	△864	△32	55	816
当連結会計年度末残高	4,939	△357	4,581	144	1,421	63,409

# 計算書類

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

具盲刈炽衣(2022年3月31日期	是在)		
科目	金額		
資産の部			
流動資産	58,575		
現金及び預金	25,114		
受取手形	58		
電子記録債権	1,687		
完成工事未収入金	25,108		
有価証券	5,999		
未成工事支出金	221		
未収入金	20		
その他	367		
貸倒引当金	△0		
固定資産	19,561		
有形固定資産	531		
建物	346		
構築物	0		
工具、器具及び備品	70		
土地	93		
リース資産	20		
無形固定資産	100		
ソフトウエア	81		
電話加入権	17		
その他	1		
投資その他の資産	18,929		
投資有価証券	13,254		
関係会社株式	290		
出資金	1		
匿名組合出資金	1,226		
前払年金費用	768		
繰延税金資産	571		
保険積立金	1,843		
差入保証金	802		
その他	507		
貸倒引当金	△336		
資産合計	78,137		

	(单位・日月日)
科目	金額
負債の部	
流動負債	21,261
電子記録債務	889
工事未払金	10,559
リース債務	8
未払金	24
未払費用	514
未払法人税等	1,669
未成工事受入金	1,343
預り金	1,167
賞与引当金	2,708
完成工事補償引当金	553
工事損失引当金	166
その他	1,656
固定負債	688
リース債務	13
退職給付引当金	662
資産除去債務	12
負債合計	21,950
純資産の部	
株主資本	52,383
資本金	5,753
資本剰余金	5,931
資本準備金	5,931
利益剰余金	43,821
利益準備金	1,270
その他利益剰余金	
土地圧縮積立金	1
配当準備積立金	320
別途積立金	18,370
繰越利益剰余金	23,859
自己株式	△3,123
評価・換算差額等	3,658
その他有価証券評価差額金	3,658
新株予約権	144
純資産合計	56,186
負債純資産合計	78,137

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

<b>損益計昇書</b> (2021年4月1日から2022年3月31日	(単位:百万円)	
科目	金	額
売上高		67,099
売上原価		54,572
売上総利益		12,526
販売費及び一般管理費		7,372
営業利益		5,154
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	320	
匿名組合投資利益	80	
その他	84	509
営業外費用		
支払利息	6	
その他	18	24
経常利益		5,638
特別利益		
投資有価証券売却益	139	
貸倒引当金戻入額	102	242
税引前当期純利益		5,881
法人税、住民税及び事業税	2,162	
法人税等調整額	△384	1,777
当期純利益		4,103

# 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株主資本								
		資本剰余金							
	資本金	<b>資本全</b>		その他利益			益剰余金	刊光副令令	
50.4.00		資本準備金   	資本剰余金	利益準備金	土地圧縮 積 立 金	配当準備 積 立 金	別 途積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金  合 計
当期首残高	5,753	5,931	5,931	1,270	1	320	18,370	21,707	41,669
当期変動額									
剰余金の配当								△1,921	△1,921
当期純利益								4,103	4,103
自己株式の取得									
自己株式の処分								△29	△29
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	-	_	_	_	2,152	2,152
当期末残高	5,753	5,931	5,931	1,270	1	320	18,370	23,859	43,821

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△2,359	50,994	4,624	4,624	177	55,796
当期変動額						
剰余金の配当		△1,921				△1,921
当期純利益		4,103				4,103
自己株式の取得	△941	△941				△941
自己株式の処分	177	147				147
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△965	△965	△32	△998
当期変動額合計	△763	1,388	△965	△965	△32	390
当期末残高	△3,123	52,383	3,658	3,658	144	56,186

# 監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日比谷総合設備株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 梅谷哲史

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 石野研司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日比谷総合設備株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事 項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日比谷総合設備株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 梅谷哲史

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 石野研司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して 意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等 又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他 の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうか について合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正 又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる 場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事 項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、 関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示している かどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の 独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容 について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した 監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、考査室その他の使用 人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

日比谷総合設備株式会社 監査役会

 常勤監查役 (社外監查役)
 桑原亨二 (印)

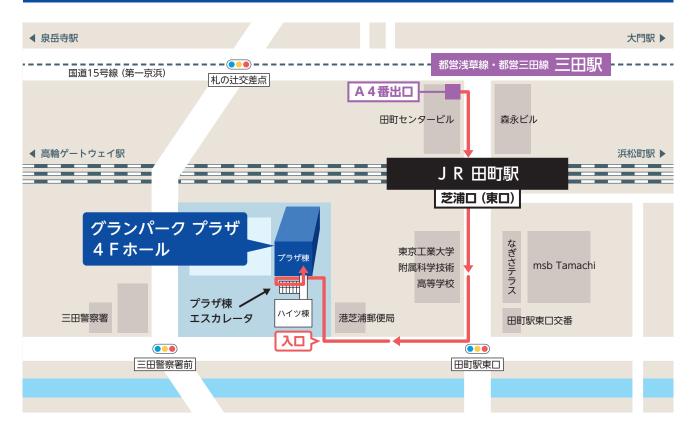
 常勤監查役 (社外監查役)
 只腰博隆 (印)

 監查役 (社外監查役)
 原田昌平 (印)

以上

X	モ

# 第57回定時株主総会会場ご案内図



会 場

グランパーク プラザ 4Fホール

東京都港区芝浦三丁目4番1号 TEL:03 (5441) 2100  

 交通
 JR 田町駅
 ▶ 芝浦口 (東口)
 より 徒歩 約5分

 都営浅草線 都営三田線
 三田駅
 ▶ A4番出口
 より 徒歩 約7分

新型コロナウイルス感染症の影響等により株主総会会場が変更となった場合は、当社ホームページ (https://www.hibiya-eng.co.jp/) にてお知らせいたします。ご来場前に必ずご確認をお願いいたします。







見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。